

会 議 録

1 会議名

上越市国民保護協議会（平成 27 年度 第 1 回会議）

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 上越市国民保護計画の変更について（公開）
- (2) 上越市国民保護協議会運営規程の変更について（公開）
- (3) その他（公開）

3 開催日時

平成 27 年 7 月 28 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

4 開催場所

上越文化会館 4 階 大会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：別添出席者名簿のとおり
- ・ 事務局：宮崎防災危機管理部長、市民安全課 八木課長、橋本参事、岩野副課長、高波副課長、滝澤係長、奈須主任、山本主任
- ・ 関係課：原子力防災対策室 今井室長、危機管理課 柳副参事

8 発言の内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

○議案 1 上越市国民保護計画の変更について

【事務局（宮崎防災危機管理部長）】

資料 1・3 により説明。

【村山会長】

事務局の説明に質疑を求めるがなかったため、原案のとおり承認し答申することで委員全員の了承を得る。

○議案 2 上越市国民保護協議会運営規程の変更について

【事務局（宮崎防災危機管理部長）】

資料 4・5 により説明。

【村山会長】

事務局の説明に質疑を求めるがなかったため、原案のとおり承認することで委員全員の了承を得る。

(4) その他

【村山会長】

本日午前中に行われた市町村による原子力安全対策に関する研究会について、少し説明する。

上越市では、柿崎区と吉川区の全域、浦川原区、大島区、大潟区の一部が原子力発電所から 30 km 圏内の U P Z に含まれており、15,000 人を超える方が住んでいる。

今回、新潟県は、原子力発電所から 30 km 圏内の県民が、万が一避難することになったとしても、県内に避難できるように対応を整理した。

上越市においては、万が一の時は、U P Z 内の方は、当面は上越市内に避難することに整理された。

柏崎と刈羽村を含めて 5 km 圏内の P A Z 内に住む方は、避難の一つの方法として、糸魚川市と妙高市へ避難することになり、今後、自治体間で調整することになる。

複合災害時や大雪の時、要配慮者の対応など課題がたくさん残っているが、できるところから進めていくというのが、県が示した内容である。

今後、上越市の場合は、30 km 圏内の方は市内に避難することで整理するが、避難計画に載せながら市民の皆さんにしっかりと説明し、ご理解いただくことが必要と感じている。

【事務局（八木市民安全課長）】

今後のスケジュールについて、9月に議会に説明したのち、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの範囲については、計画修正案のうち原子力発電所における武力攻撃事態等への対処に係る部分のみとしたいと考えている。

その後、11月に県知事に協議し、12月に議会への報告と合わせて、計画を公表し、一連の計画変更手続きが終了する。

9 問合せ先

防災危機管理部市民安全課

TEL : 025-526-5111 (内線 1638)

E-mail : shimin-anzen@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。